

魚津市若年移住者賃貸住宅助成金のご案内 平成

平成30年4月現在 魚津市役所地域協働課

※平成30年3月31日以前に賃貸住宅に入居及び転入手続をされた方は、平成29年度版の案内をご覧ください。

- ①富山県内の事業所で**仕事をしている(することが決まっている)方**で、 魚津市外から**魚津市内の賃貸住宅**に**転入**(住民登録)された **40 歳未満**の方。
 - ・新卒学生のみ、魚津市に住民登録したまま市外の学校等を卒業後、Uターン就職する場合も対象です。
 - ・魚津市の住民基本台帳に外国人住民として登録された外国籍の方も対象です。
- ②賃貸住宅について、**1年を超える期間**の契約をされた、**契約者本人**。
 - ・申請者本人の費用負担があれば、社宅や社員寮に入居する場合も対象です。 ただし、1年を超える期間または期限を定めない雇用契約をしていることが必要です。
 - ・市営住宅・特定公共賃貸住宅に入居される方は対象外です。
- ③**入居日から3か月以内**に「**入居者状況届出書」を提出**された方。
 - ・平成 30 年 3 月 31 日以前に賃貸住宅に入居及び転入手続きをされた方は、 平成 30 年 6 月 30 日までに「入居者状況届出書」を提出する必要があります。

種別	A 入居費用 _{助成}	B 家賃等 _{助成}
	敷金、礼金、仲介手数料 (鍵交換料、	家賃、駐車場の使用料
対象	住宅クリーニング料、契約一時金等も可)	※共益費、町内会費等は対象外です。
経費	※保険料、保証料、駐車場契約手数料、 ※AB	とも、申請者が勤務先から住居手当を受けている
	電話加入権、引越費用等は対象外です。 ¦ 場合等	は、その金額を差し引いた額を対象経費とします。
助成額	対象経費の3分の1 (千円未満切捨て)	
上限額	5 万円	月額 1 万円 (入居日から最長 24 か月)
		居住年の 翌年2月末日まで 、前年の
申請	入居日から 3か月以内	1~12月分をまとめて事後申請してください。
期限		※「入居者状況届出書」を提出された方には、
		家賃申請時期の前(12月頃)にご案内します。

提出書類 ③~⑤はモノクロコピーで結構です。

- ①入居者状況届出書【入居時の1度のみ提出】(魚津市ホームページからダウンロードできます)
- ②申請書、請求書(魚津市ホームページからダウンロードできます)
- ③賃貸借契約書(社宅等の場合は、1年を超える期間または期限を定めない雇用契約を示す雇用契約書)
- ④経費の内訳がわかる書類(内訳が明記された請求書、入居費用案内状、住居手当額がわかる給与明細等)
- ⑤経費を支払ったことがわかる書類(領収書、振込払控え、カード払い明細(請求明細の場合は請求額が引落しされたことがわかる書類も必要)、引落しが記帳された通帳(名義欄+記帳欄)、社宅額がわかる給与明細等)
- ※自営業者は「営業していることがわかるもの」、住民票の異動がない新卒学生は「卒業証明書」が必要です。
- ※申請書の「事業所証明」欄は、「雇用契約書」「勤務証明書」「内定通知書」等で代用することができます。

- Q1. 市内で開業するため住居兼事業所として借家を借りようと思うのですが、対象になりますか?
- A 2. 住居として利用する部分のみ助成対象とします。※新規開業者向けの貸店舗・事務所等への補助制度もございます。
- Q2. 家賃等助成は、いつ申請すれば良いですか?
- A 2. (例) H30年4月から入居(助成期間はH32年3月分まで)の場合 H30年4月分~H30年12月分 → H31年2月末日まで H31年1月分~H31年12月分 → H32年2月末日まで H32年1月分~H32年3月分 → H33年2月末日まで に申請してください。

※最後の年は、対象となる 最後の家賃を支払い次第、 すぐに申請いただけます。

- Q3. 賃貸住宅に月の途中から入居し、初回の家賃を日割りで支払った場合は?
- A 3. (例) 月額家賃6万円の住宅にH 30年4月21日から入居し、4月家賃は日割り分の2万円を支払った場合 H30年4月21日〜H 30年12月 → 4月:6千円 + 5〜12月:各月1万円【合計8万6千円】 H 31年1月 〜H 31年12月 → 1〜12月:各月1万円【合計12万円】 H 32年1月 〜H 32年4月20日 → 1〜3月:各月1万円+4月:(1万円-6千円)【合計3万4千円】
- Q4. 賃貸住宅への入居日と魚津市への住民登録日が違う場合は?
- A 4. 両方の条件を満たす日が属する月のみ、家賃の助成対象期間とします。 (例) 平成30年3月1日に入居、平成30年4月1日に住民登録した場合

※転入届は、転入の日から 14日以内に魚津市役所 市民課に届け出てください。

1か月分の家賃は対象外×

23 か月分の家賃を助成○

- Q5. 申請時に39歳で、家賃等助成の対象期間中に40歳に到達する場合は?
- A 5. 満40歳に達した日が属する月までを助成対象期間とします。
- Q6. 助成期間中に市外に転出した場合は?
- A 6. ① **入居後1年以内に市外に転出した場合**:入居費用助成・家賃等助成ともに**助成が取り消されます**。 既に助成金を受けとっている場合、**返納**を求めることになりますのでご留意ください。
 - ②入居後1年を超えた後、市外に転出した場合:入居費用助成は返還不要です。 家賃等助成は、市外転出する日が属する月までの家賃を助成対象とします。

ただし、必ず市外へ転出する前に申請してください。

申請時点ですでに市外に転出していた場合は、助成金をお支払いできません。

- 07. 助成期間中に市内の別の賃貸住宅に転居した場合は?
- A 7. 入居費用助成は転入時の1回のみが対象です。転居の場合は交付対象となりません。 家賃等助成は、当初の助成期間内(最長24か月)であれば、転居後の家賃等も助成対象とします。

O8. 「事業所証明」は、誰の証明が必要ですか?

A8. 原則、お勤めの事業所の代表者ですが、店長・支所長・工場長等でも構いません。

※新住所はお早めにお知らせください。

- Q9. 経費を振込払いした控えを失くしてしまいました。
- A9.不動産事業者等に領収書発行を依頼するか、「支払証明書」(市HPに様式があります)の記入を依頼してください。